

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月25日
【会社名】	AIAグループ・リミテッド (AIA Group Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 (Director) マーク・タッカー (Mark Tucker)
【本店の所在の場所】	香港、コンノート・ロード・セントラル1、 AIAセントラル、35/F (35/F, AIA Central, 1 Connaught Road Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三原 秀 哲
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-3511-6125
【事務連絡者氏名】	弁護士 佐藤 寿彦
【連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-3511-6279
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	3,292,956,000香港ドル（約35,663百万円） 上記の円金額は1香港ドル=10.83円の換算率（平成22年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場と買相場の仲値） によって換算されている。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし（本邦以外の地域における安定操作取引については「第一部 証券情報 第4 - 1 - (3) 安定操作」を参照）
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年10月6日提出の有価証券届出書（平成22年10月8日付及び平成22年10月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、日本売出しにおける当社普通株式の売出価格等が確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するものであります。

【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

- 1 売出有価証券
- 2 売出しの条件

【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

<訂正前>

売出株式

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額	売出しに係る株式の 所有者の住所及び名称
記名式、1株の額面金額 1.00米ドル、普通株式 (以下「当社普通株式」と いう。)	5,857,413,800株式 (注1)	111,466,584,614香港ドル (約1,207,183百万円) (注2)	AIAオーラLLC アメリカ合衆国10270 ニュー ヨーク州ニューヨーク市パイ ン・ストリート70

(注1) 本書により企図されている日本における当社普通株式の売出し(以下「日本売出し」という。)は国際売出しの一部を構成し、国際売出しはグローバル・オファリングの一部を構成する。詳細については、下記「第4-1 グローバル・オファリング-(1) グローバル・オファリングの構造」を参照のこと。上記売出数は、グローバル・オファリングにおいて売り出される株式数であり、かかる売出数には、香港引受契約(以下に定義される。)に基づいて売出株主(以下に定義される。)が香港引受人(以下に定義される。)に付与する売出規模調整オプションの行使及び国際引受契約(以下に定義される。)に基づいて売出株主が国際引受人(以下に定義される。)に付与するオーバーアロットメント・オプションの行使により売却されることのある株式数は含まれていない(売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションの詳細については、下記「第4-1 グローバル・オファリング-(2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション」を参照のこと。)

日本売出しにおいて売り出される当社普通株式の数は、条件決定日(以下に定義される。)の前まで続けられる国際売出しにおける当社普通株式の取得に対する投資家の需要状況を募るブックビルディング(以下「ブックビルディング」という。)の結果を勘案し、条件決定日の直後に決定される予定である。したがって、日本売出しにおいて売り出される当社普通株式数は、上記売出数と大幅に異なる。

(注2) 上記の売出価額の総額は、下記「2 売出しの条件-売出価格」に記載の仮条件の中間値(1株当たり19.03香港ドル)に等しいと仮定して計算された暫定額である。

摘要

(中略)

「条件決定日」とは、2010年10月22日頃(香港時間)のグローバル・オファリングのための売出価格が決定される日を意味する。

(後略)

< 訂正後 >

売出株式

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額	売出しに係る株式の 所有者の住所及び名称
記名式、1株の額面金額 1.00米ドル、普通株式 (以下「当社普通株式」と いう。)	167,325,000株 (注)	3,292,956,000香港ドル (約35,663百万円)	AIAオーロラLLC アメリカ合衆国10270 ニュー ヨーク州ニューヨーク市パイ ン・ストリート70

(注) 本書により企図されている日本における当社普通株式の売出し(以下「日本売出し」という。)は国際売出しの一部を構成し、国際売出しはグローバル・オファリングの一部を構成する。詳細については、下記「第4 - 1 グローバル・オファリング - (1) グローバル・オファリングの構造」を参照のこと。上記売出数は、日本売出しにおいて売り出される株式数である。グローバル・オファリングにおける売出数は7,028,896,400株であり、かかる売出数には、香港引受契約(以下に定義される。)に基づいて売出株主(以下に定義される。)が香港引受人(以下に定義される。)に付与する売出規模調整オプションの行使により売却される株式数は含まれていないが、国際引受契約(以下に定義される。)に基づいて売出株主が国際引受人(以下に定義される。)に付与するオーバーアロットメント・オプションの行使により売却されることのある株式数は含まれていない(売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションの詳細については、下記「第4 - 1 グローバル・オファリング - (2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション」を参照のこと。)

摘 要

(中 略)

「条件決定日」とは、グローバル・オファリングのための売出価格が決定された、2010年10月22日(香港時間)を意味する。

(後 略)

2【売出しの条件】

< 訂正前 >

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び名称	売出しの委託契約の内容
<u>（未定）香港ドル</u> <u>（ 1株当たり</u> <u>18.38香港ドルか</u> <u>ら19.68香港ドル</u> <u>を仮条件とす</u> <u>る。）</u> （注1） （注2） （注3）	2010年10月26日 から 2010年10月27日 まで <u>（注4）</u>	2,000株以上 200株単位 <u>（注5）</u>	不要	下記「国内販売 会社」に記載の 金融商品取引業 者の日本国内に ある本支店。	下記「国内販売会 社」を参照のこと。	下記「引受 の条件」を 参照のこと。

（注1） 上記売出価格は、引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーター、売出株主及び当社との間の合意によって、上記仮条件に基づき行われるブックビルディングの結果を勘案して、条件決定日において香港ドル建てで決定される予定である。条件決定日は、市場状況を勘案した上で、1週間を超えない範囲で繰り上げ又は繰り下げられることがある。

（注2） 当社普通株式の申込人は、上記売出価格に加えて、上記売出価格の1%の仲介手数料、0.003%のSFC取引賦課金及び0.005%の香港証券取引所取引手数料を支払わなければならない。

（注3） 今後、上記売出価格及び売出価格の決定に連動して訂正される事項、すなわち条件決定日、日本売出しにおける売出数、日本売出しにおける売出価額の総額、グローバル・オファリングにおける売出数及び国際引受人の引受手数料（売出価格と併せて、これらを以下「売出価格等」と総称する。）は、売出価格等に関する有価証券届出書の訂正届出書の提出後、上記申込期間の最終日まで、野村證券株式会社のウェブサイト（<http://www.nomura.co.jp>）及び大和証券株式会社のウェブサイト（<http://www.daiwa.jp>）（以下「ウェブサイト」と総称する。）において、且つ申込期間の初日付の日本経済新聞（ウェブサイトとともに、以下「新聞等」と総称する。）において、公表される。この場合、売出価格等に関する目論見書訂正事項分の交付は省略する。但し、条件決定日後に提出される有価証券届出書の訂正届出書において売出価格等以外の事項の記載が訂正される場合には、目論見書訂正事項分が交付され、新聞等における公表は行わない。

（注4） 上記申込期間は、条件決定日の変更に応じて、1週間を超えない範囲で繰り上げ又は繰り下げられることがある。

（注5） 日本売出しにおける当社普通株式の申込みは2,000株以上200株単位で行うものとするが、実際に投資家ごとに割り当てられる株式数は、日本売出しのために配分される当社普通株式の株式数により、2,000株未満となることがある。但し、いずれも200株を販売単位とする。

摘 要

（中 略）

2. 日本売出しを通じて当社普通株式を申し込む者は、申込みを行った下記「国内販売会社」に記載の各金融商品取引業者の指定する日までに払い込まなければならない。
受渡期日は2010年10月29日であるが、申込期間の変更に応じて、1週間を超えない範囲で繰り上げ又は繰り下げられることがある。

(中 略)

国内販売会社

(中 略)

国際売出しに関連して、国際引受人は、国際売出しにおいて当初売り出される国際売出株式に係る売出価格の総額の（未定）%を引受手数料として受け取る。各国内販売会社の手数料は、各国内販売会社とその関係する国際引受人（大和証券株式会社の場合は同社と大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社）との間で個別に決定される。

< 訂正後 >

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び名称	売出しの委託契約の内容
19.68香港ドル (注1) (注2)	2010年10月26日 から 2010年10月27日 まで	2,000株以上 200株単位 (注3)	不要	下記「国内販売会社」に記載の金融商品取引業者の日本国内にある本支店。	下記「国内販売会社」を参照のこと。	下記「引受の条件」を参照のこと。

(注1) 当社普通株式の申込人は、上記売出価格に加えて、上記売出価格の1%の仲介手数料、0.003%のSFC取引賦課金及び0.005%の香港証券取引所取引手数料を支払わなければならない。

(注2) 上記売出価格、条件決定日、日本売出しにおける売出数、日本売出しにおける売出価額の総額、グローバル・オファリングにおける売出数及び国際引受人の引受手数料（売出価格と併せて、これらを以下「売出価格等」と総称する。）は、売出価格等に関する有価証券届出書の訂正届出書の提出後、上記申込期間の最終日まで、野村證券株式会社のウェブサイト（<http://www.nomura.co.jp>）及び大和証券株式会社のウェブサイト（<http://www.daiwa.jp>）（以下「ウェブサイト」と総称する。）において、且つ申込期間の初日付の日本経済新聞（ウェブサイトとともに、以下「新聞等」と総称する。）において、公表される。したがって、売出価格等に関する目論見書訂正事項分の交付は省略する。

(注3) 日本売出しにおける当社普通株式の申込みは2,000株以上200株単位で行うものとするが、実際に投資家ごとに割り当てられる株式数は、日本売出しのために配分される当社普通株式の株式数により、2,000株未満となることがある。但し、いずれも200株を販売単位とする。

摘 要

(中 略)

2. 日本売出しを通じて当社普通株式を申し込む者は、申込みを行った下記「国内販売会社」に記載の各金融商品取引業者の指定する日までに払い込まなければならない。
受渡期日は2010年10月29日である。

(中 略)

国内販売会社

(中 略)

国際売出しに関連して、国際引受人は、国際売出しにおいて当初売り出される国際売出株式に係る売出価格の総額の1.25%を引受手数料として受け取る。各国内販売会社の手数料は、各国内販売会社とその関係する国際引受人（大和証券株式会社の場合は同社と大和証券キャピタル・マーケット株式会社）との間で個別に決定される。